

熊本県博物館ネットワークセンター団体利用要項

(趣旨)

第1条 この要項は、学校又は社会教育関係団体等（以下「団体」という。）が熊本県博物館ネットワークセンター（以下「当センター」という。）の博物館資料や当センター職員が持つ専門的な知識や能力を活用して活動を行うため利用する場合の手續に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用の要件)

第2条 熊本県博物館ネットワークセンター所長（以下「所長」という。）は、団体から当センターの利用の申請があった場合、当該申請が次の各号の全てに該当するときに限り、利用を許可することができる。

- (1) 利用の内容が、資料の収集・整理・保管、調査研究、展示又は学習支援など当センターが行う博物館活動に関係するものであること。
- (2) 当センターの日常業務に支障がないこと。
- (3) 営利を目的としないこと。
- (4) 政治的又は宗教的目的を有していないこと。

(利用申請)

第3条 当センターの利用を希望する団体は、団体利用申請書（様式第1号）を利用する日の2週間前までに所長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、当センターの展示見学のみを希望する場合はこの限りではない。

(利用承認の通知)

第4条 所長は、前条第1項の規定による利用の申請の内容が適当と認められるときは、利用決定通知書（様式第2号）により申請者に通知を行うものとする。

附則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。